

高松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業における人材確保の促進及び雇用機会の拡大を図るため、就職希望者のインターンシップを実施する市内の J-S t a r t u p 等選定企業に対し、予算の範囲内で高松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、スタートアップ（革新的な技術やアイデアで社会に新たな価値を生み出し、成長を志向する企業をいう。）の成長を後押しし、もって本市地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) インターンシップ 市内の J-S t a r t u p 等選定企業が就職希望者を対象として実施する就業体験であって、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内の事業所等（事業所、工場その他これらに類する施設をいう。）において、対面形式で実施するものであること。

イ 実習生1人につき、1日当たり実働4時間以上であって、かつ2日以上実施するものであること。

ウ 交付対象者（奨励金の交付の対象となる者をいう。以下同じ。）と実習生とは雇用関係（内定の状態にある者を含む。）にないこと。

エ 労働関係法令を遵守して実施するものであること。

(2) J-S t a r t u p 等選定企業 経済産業省が推進するスタートアップの育成支援プログラムである「J-S t a r t u p」又は「J-S t a r t u p I m p a c t」に選定されている企業並びに四国経済産業局等が推進するスタートアップの育成支援プログラムである「J-S t a r t u p W E S T」に選定されている企業をいう。

(3) 実習生 インターンシップに参加する就職希望者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、市内に主たる事業所を有する J-S t a r t u p 等選定企業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条に規定する奨励金の交付申請に係る事前登録の申請の日及び第8条に規定する奨励金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）のいずれの日においても、J-S t a r t u p 等選定企業であること。
- (2) 市長が別に定める期間において、インターンシップを実施した者であること。
- (3) 今後も市内で事業を継続する意思を有している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 交付申請日において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- (2) 交付申請日の属する年度において、奨励金の交付の申請の対象とするインターンシップの実施に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める奨励金とは別の補助金等の交付を受けた、又は受ける予定の者
- (3) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認める者
(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、実習生1人につき1日当たり1万円の奨励金の額に当該実習生の受入日数を乗じて得た額とする。ただし、一会計年度において、実習生1人につき5日、1申請者につき実習生5人に係る額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が、第6条の規定による承諾の通知における奨励金の事前承諾額（第7条第2項の規定による承諾の通知を受けているときは当該通知における変更後の奨励金の事前承諾額）よりも多いときは、奨励金の額は、当該事前承諾額の額を限度とする。
(奨励金の交付申請に係る事前登録の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、

市長が別に定める期間内に、高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録申請書（様式第 1 号）（以下「事前登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（事前登録に係る審査、承諾等）

第 6 条 市長は、前条の規定による事前登録申請書の提出があったときは、その内容を審査して事前登録の諾否を決定するものとし、これを承諾するときは高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録承諾通知書（様式第 2 号）により、不承諾とするときは高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録不承諾通知書（様式第 3 号）により、当該事前申請者に通知するものとする。

（変更等の登録）

第 7 条 前条の規定による承諾の通知を受けた事前申請者（以下「事前登録者」という。）は、第 5 条の規定により申請をした事前登録の内容を変更する必要があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録変更申請書（様式第 4 号）（以下「事前登録変更申請書」という。）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

（1） 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 次条の規定による交付申請書に記載予定の交付申請の額は、事前承諾額を下回っていること。

イ アに規定する当該下回っている額は、5 万円以下であること。

ウ 事前登録申請書に記載した実習生を変更するものでないこと。

（2） その他市長が適当と認める場合

2 市長は、前項の規定による事前登録変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承諾するときは、高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録変更承諾通知書（様式第 5 号）により、当該事前登録者に通知するものとする。

3 事前登録者は、承諾の通知を受けたインターンシップの実施を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに高松市 J - S t a r t u p インターンシップ実施の中止（廃止）届（様式第 6 号）を市長に提出し、その承認を受

けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(交付の申請)

第8条 事前登録者は、第6条の規定により事前登録の承諾の通知を受けたインターンシップの実施が終了したときは、その終了の日から起算して20日を経過する日又は同条に規定する事前登録の承諾に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付申請書兼請求書(様式第7号)(以下「交付申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第8号)

(2) 誓約書(様式第9号)

(3) 実習生の身分証明書その他のその身分を証明することのできる書類等の写し

(4) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び奨励金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定し、交付の決定をしたときは併せて奨励金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の適否の決定及び奨励金の額の確定をしたときは、当該事前登録者に対し、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第10号)又は高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金不交付決定通知書(様式第11号)により、その決定の内容を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付の決定及び奨励金の額の確定をしたときは、当該事前登録者が奨励金の交付の請求をしたものとみなし、奨励金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び奨励金の返還)

第10条 市長は、前条第2項の規定による奨励金の交付の決定の通知を受けた事前登録者(以下「交付事業者」という。)が、次の各号のいずれか

に該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励金の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 交付事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職氏名

高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録申請書

次のとおり高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けたいので、高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金交付要綱第 5 条の規定により、事前登録を申請します。

奨励金の 交付申請予定額		円		
申請担当	氏名		電話番号	
			メールアドレス	
インターンシップ実施計画				
受入予定人数（※ 1）		〈実人数〉 人		
実習生別 受入予定期間 （※ 2）	1 人目（実習生氏名 年 月 日～ 年 月 日（実働 日）			
	2 人目（実習生氏名 年 月 日～ 年 月 日（実働 日）			
	3 人目（実習生氏名 年 月 日～ 年 月 日（実働 日）			
	4 人目（実習生氏名 年 月 日～ 年 月 日（実働 日）			
	5 人目（実習生氏名 年 月 日～ 年 月 日（実働 日）			

（※ 1）奨励金の交付の対象となるインターンシップにおける実習生の受入予定人数を記載すること。一会計年度において、1 申請者につき、実習生 5 人に係る額を限度とします。

（※ 2）受入予定期間は、実習生 1 人につき 1 日当たり実働 4 時間以上実施する日について記載し、実習生 1 人につき実働 2 日以上とすること。一会計年度において、実習生 1 人につき 5 日を限度とします。

様式第2号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金の事前登録については、承諾することに決定したので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

奨励金の事前承諾額

円

様式第3号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金の事前登録については、承諾をしないことに決定したので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

承諾をしない理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金事前登録変更申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の事前登録の承諾の通知を受けたインターンシップ支援奨励金事前登録の内容について、次のとおり変更したいので、高松市 J - S t a r t u p インターンシップ支援奨励金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の奨励金の交付申請予定額		円

様式第5号（第7条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録変更承諾通知書

年 月 日付けで変更の登録の申請のあった、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録の内容の変更については、承諾することに決定したので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 変更の内容

2 変更後の奨励金の事前承諾額

円

年 月 日

（宛先）高松市長

提出者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市 J-S t a r t u p インターンシップ実施の中止（廃止）届

年 月 日付け高 第 号により高松市 J-S t a r t u p
インターンシップ支援奨励金事前登録の承諾の通知を受けたインターンシップ
の実施について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市 J-S t a r t
u p インターンシップ支援奨励金交付要綱第7条第3項の規定により提出しま
す。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の 再開予定年月日	年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職氏名

高松市 J-Startup インターンシップ 支援奨励金 交付申請書兼請求書

高松市 J-Startup インターンシップ 支援奨励金（以下「奨励金」という。）の事前登録の承諾を受けたインターンシップの実施が終了したので、高松市 J-Startup インターンシップ 支援奨励金 交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。なお、要綱第9条第1項の規定による交付の決定及び奨励金の額の確定がなされたときは、奨励金の交付の請求をしたものとします。

1 申請者の情報

主たる事業の内容			
申請担当	氏名		電話番号
	役職		メールアドレス

2 事前承諾の内容

奨励金の事前承諾額	円
-----------	---

3 交付申請の内容

インターンシップで受け入れた実習生の人数	〈実人数〉	人
交付申請の額		円

4 奨励金の振込先口座

(フリガナ) 口座名義			
金融機関名		本店・出張所名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号

5 同意欄（□にチェックを記入してください。）

<input type="checkbox"/>	本申請に当たり、市において申請者の法人登記の情報及び高松市税の納付状況について確認することに同意します。
--------------------------	--

6 添付書類

(1) 実施報告書（様式第8号） (2) 誓約書（様式第9号） (3) 実習生の身分証明書その他のその身分を証明することのできる書類等の写し (4) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書（上記同意欄にチェックを記入した場合は添付を要しない。） (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

実施報告書

		1人目	2人目	3人目	4人目	5人目
実習生情報	氏名					
	所属					
実施内容	場所（住所）					
	期間	月 日 ～ 月 日 (実働 日)	月 日 ～ 月 日 (実働 日)	月 日 ～ 月 日 (実働 日)	月 日 ～ 月 日 (実働 日)	月 日 ～ 月 日 (実働 日)
	時間帯	時 分 ～ 時 分 (時間/日)	時 分 ～ 時 分 (時間/日)	時 分 ～ 時 分 (時間/日)	時 分 ～ 時 分 (時間/日)	時 分 ～ 時 分 (時間/日)
	取組内容					
	備考					
奨励金の額	日数×単価 (上限5万円/人)	円	円	円	円	円
	計	円（一会計年度につき、上限25万円）				

※時間帯及び取組内容について、別紙任意様式での提出も可。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

誓約書

申請者は、高松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- 1 申請者は、高松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項各号のいずれにも該当する J-S t a r t u p 等選定企業であることに相違ありません。
- 2 申請者は、要綱第8条に規定する奨励金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 3 申請者は、奨励金の交付の申請の対象とするインターンシップの実施に対して、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金等の交付を受けた、又は受ける予定の者ではありません。
- 4 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 5 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又はインターンシップの実施状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 6 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市J-Start upインターンシップ支援奨励金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市J-Start upインターンシップ支援奨励金の交付については、次のとおり決定したので、高松市J-Start upインターンシップ支援奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

1 奨励金の額 円

2 交付の条件

- (1) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又はインターンシップの実施状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (2) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (3) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、当該奨励金を返還しなければなりません。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市 J-S t a r t u p インター
シップ支援奨励金の交付については、交付をしないことに決定したので、高
松市 J-S t a r t u p インターンシップ支援奨励金交付要綱第 9 条第 2 項
の規定により通知します。

交付をしない理由